

宇佐市一般廃棄物処理業許可に関する取扱方針

本市の一般廃棄物の排出量及び一般廃棄物処理許可業者数を勘案し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び宇佐市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画に定める一般廃棄物処理業の許可に関して、以下のように取扱いを行う。なお、この取扱方針において「一般廃棄物処理業」とは、一般廃棄物の収集運搬業及び処分業のことをいう。

○新規許可

現在、本市は既存の一般廃棄物処理業者で、市内の一般廃棄物の適正な収集運搬及び処分を継続的かつ安定的に行うことができている状況にある。

許可業者の濫立によって、一般廃棄物収集運搬及び処分業の需給の均衡が損なわれ、価格競争等で廃棄物が適正に処分されず環境衛生の悪化を招き、ひいては市民の健康や生活環境に被害が及ぶことが懸念されるため、当分の間、法第 7 条第 1 項及び第 6 項に係る新規許可を認めないこととする。

○許可更新

新規許可の制限の趣旨及び市内の一般廃棄物総ごみ量が既存の一般廃棄物処理業者の処理能力を下回っている状況を踏まえ、当該許可期間中（2 年間）に、法第 7 条第 1 項及び第 6 項の許可を必要とする一般廃棄物の収集運搬及び処分業務を一度も行っていない場合、又は、経営実態（事務所・駐車場・従業員等）が確認できない場合は、特段の事情がある場合を除き、当該許可申請に対する更新を原則認めないこととする。

○例外規定

下記の事例に該当する場合については、上記の取扱いに関わらず例外的に、法第 7 条第 1 項及び第 6 項の許可を認める場合がある。ただし、本市の一般廃棄物処理業者からの変更申請の内容で疑義が生じた際は、宇佐市一般廃棄物処理業者選考委員会において内容を審議し、その可否について決定することとする。

1. 本市の一般廃棄物処理業の許可を有している個人が、その代表者となって法人を新たに設立し、その事業の全部を承継する場合。
2. 本市の一般廃棄物処理業の許可を有している法人同士が合併する場合、既存許可業者の代表者が新法人の代表者となり、その事業の全部を承継する場合。
3. 本市の一般廃棄物処理業の許可を受けた者が死亡し、その法定相続人がその事業の全部を承継する場合。
4. 本市の一般廃棄物処理業の許可を受けた者が、高齢又は疾病等により業を継続できない場合で、親族（配偶者又は 2 親等以内に限り）に事業の全部を承継させる場合。
5. その他、市長が特別に必要と認める場合。

この取扱方針は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。